新型コロナウイルス感染拡大に向けた保健所の体制

別添資料 1

【各フェーズにおける保健所人員体制のイメージ】

フェーズ 1

【新規陽性者】
15人未満／1日

合計 67人

A 患者対応（疫学調査・健康観察等） 32人

- 担当課:19人
  - 医師 3人
  - 保健師 10人
  - 事務 6人
- 衛生部: 4人
  - 保健師 4人
- 他　部: 9人
  - 保健師 9人

B 事務処理（発生届受理・HER-SYS登録等） 15人

- 担当課:15人
  - 事務 11人
  - 都派遣 4人

C コールセンター（発熱相談等） 20人 14回線

足立保健所内:14回線（従来の電話番号）

- 担当課:20人
  - 人材派遣 20人

フェーズ 2

【新規陽性者】
15～30人未満／1日

衛生部内より応援（保健師・事務等）

合計 76人〈+9〉

A 患者対応（疫学調査・健康観察等） 37人〈+5〉

- 担当課:19人
  - 医師 3人
  - 保健師 10人
  - 事務 6人
- 衛生部: 9人〈+5〉
  - 保健師 4人
  - 生活衛生 3人〈+3〉
  - 事務 2人〈+2〉
- 他　部: 9人
  - 保健師 9人

B 事務処理（発生届受理・HER-SYS登録等） 19人〈+4〉

- 担当課:15人
  - 事務 11人
  - 都派遣 4人
- 追加 衛生部: 4人〈+4〉
  - 事務 4人〈+4〉

C コールセンター（発熱相談等） 20人 14回線

足立保健所内:14回線（従来の電話番号）

- 担当課:20人
  - 人材派遣 20人

フェーズ 3

第5波相当

【新規陽性者】
30～300人未満／1日
【区対応の自宅療養者】
50～600人未満

全庁的に応援（保健師・事務等）

合計 145人〈+69〉

A 患者対応（疫学調査・健康観察等） 78人〈+41〉

- 担当課:19人
  - 医師 3人
  - 保健師 10人
  - 事務 6人
- 衛生部:49人〈+40〉
  - 保健師 26人〈+22〉
  - 生活衛生 20人〈+17〉
  - 事務 3人〈+ 1〉
- 他　部:10人〈+1〉
  - 保健師 9人
  - 事務 1人〈+ 1〉

B 事務処理（発生届受理・HER-SYS登録等） 23人〈+4〉

- 担当課:15人
  - 事務 11人
  - 都派遣 4人
- 衛生部: 6人〈+2〉
  - 事務 6人〈+2〉
- 追加 他　部: 2人〈+2〉
  - 事務 2人〈+2〉

C コールセンター（発熱相談等） 44人〈+24〉 30回線〈+16〉

足立保健所内:14回線（従来の電話番号）

- 担当課:20人
  - 人材派遣 20人

本庁舎内:16回線（異なる電話番号）

- 追加 衛生部: 4人
  - 保健師 4人
- 追加 他　部:20人
  - 事務 20人

フェーズ 4

第5波の2倍

【新規陽性者】
300～600人未満／1日
【区対応の自宅療養者】
600人以上

全庁的に応援（保健師・事務等）

合計 209人〈+64〉

A 患者対応（疫学調査・健康観察等） 130人〈+52〉

- 担当課:19人
  - 医師 3人
  - 保健師 10人
  - 事務 6人
- 衛生部:99人〈+50〉
  - 保健師 66人〈+40〉
  - 生活衛生 30人〈+10〉
  - 事務 3人
- 他　部:12人〈+2〉
  - 保健師 9人
  - 事務 3人〈+ 2〉

B 事務処理（発生届受理・HER-SYS登録等） 35人〈+12〉

- 担当課:15人
  - 事務 11人
  - 都派遣 4人
- 衛生部:11人〈+5〉
  - 事務 11人〈+5〉
- 他　部: 9人〈+7〉
  - 事務 9人〈+7〉

C コールセンター（発熱相談等） 44人 30回線

足立保健所内:14回線（従来の電話番号）

- 担当課:20人
  - 人材派遣 20人

本庁舎内:16回線（異なる電話番号）

- 衛生部: 4人
  - 保健師 4人
- 他　部:20人
  - 事務 20人

電話回線増の懸念

・保健所内に新たに電話回線を増設することは困難（場所・新たな工事）
本庁舎内では別の電話番号を設定する必要がある
（周知の問題や、業務の切り分けが必要）

新型コロナウイルス感染拡大に向けた保健所の体制

別添資料 2

BCPにおける保健センター及び保健所の業務について

【概要】
各フェーズごとに残さなければいけない業務は以下のとおり

		フェーズ③	フェーズ④
フェーズの基準	新規陽性者数	30～300人未満/1日 （令和3年8月相当）	300～600人未満/1日 （令和3年8月以上）
	区で対応する 自宅療養者数	50～600人未満 （令和3年8月相当）	600人以上 （令和3年8月以上）
保健センター業務		以下を除き、業務は延期・中止 ①予防接種等の申請窓口受付業務（パソナ委託） ②乳児（3・4か月）健診 ③支援が必要な妊婦・精神障がい者等ハイリスクケースへの個別支援 ④虐待・自殺関連・警察官通報等緊急対応	業務は原則すべて延期・中止するが、以下は対応 ①予防接種等の申請窓口受付業務（パソナ委託） ②虐待・自殺関連・警察官通報等緊急対応 ③相談対応は予約制
保健所業務 （生活衛生課・衛生試験所）		通常業務	①窓口業務縮小（営業許可等のみ） ②食中毒・生活衛生に関する緊急対応 ③検便等検査（保育園等未閉鎖施設への対応）